

## 令和6年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
1	介護予防支援	指定介護予防支援の指定を受けた指定居宅は、ホームページなどで周知されるのですか？	次回発行のホームページから指定介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所については、記載する予定です。
2	介護予防支援	R6年度住宅改修の点検については、その後、どこかで報告などありますか。	指摘事項など周知が必要と判断した事例等があれば情報提供したいと考えております。
3	居宅介護支援	住宅改修の点検について 具体的な点検内容や実際行ってどのような評価(?)が出てくるのか教えていただきたい。 もし利用者の自立支援につながらなくなった時に、どのような措置が取られるのかなどを教えてください。	「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取り組み促進に向けた手引き」を参考に、令和6年度から実地点検を始めました。令和6年度は改修後の点検として、利用者や家族等に改修後の効果、施工状況、工事におけるトラブル等について聞き取りを行っております。今後、聞き取りの内容を分析・評価し、住宅改修の事前申請時（改修前）における助言や指導等に活かしていく考えです。
4	居宅介護支援	居宅サービス計画作成依頼届出の受付日について →何故最終回開庁日の受付が、できないのでしょうか。 強制的に居宅介護支援費の未収金となるので困ります。	介護保険課では提出された届出書の内容を確認のうえ月末までに入力し、月初に国保連にデータを送信しています。疑義のある届出書への対応や入力・確認作業の期間などを考慮して届出書の提出期限を「サービス利用開始月最終開庁日を含めない2開庁日前まで」としております。ご理解ください。
5	居宅介護支援	軽度者に対する福祉用具の例外給付確認申請書 →これは申請ではなく、届出と認識していますが誤りですか。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)において、「～市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。」とありますので、申請行為と考えております。

令和6年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
6	居宅介護支援	<p>軽度者例外給付の再確認（再提出）のタイミングの指示が曖昧で不安です。もう少し明確に指示いただけませんか。</p>	
7	居宅介護支援	<p>軽度者申請の再提出時について：  「ケアプランの見直し時等」と記載されていますが、「見直し時」の定義が曖昧であり、分かりづらいです。  「長期目標の見直し時等」と口頭でご説明がありましたが、プラン内容が変更になればその都度目標期間も更新になります。ケースによっては同一利用者が1か月で2、3回プラン変更になる人もいらっしゃいます。  変更理由が「訪問介護の内容追加のみ」等、福祉用具の変更が不要なケースもあります。（貸与継続必要性の確認は行います）その際にも、毎回（同一人物で月に2回、3回の）主治医の軽度者申請に対する聞き取りと申請が必要なののでしょうか。  再申請のタイミングは①長期目標が終了となる場合②認定更新や区分変更の場合③福祉用具の変更の必要性が生じた場合（貸与品目の追加や貸与品の大幅な変更等）、の場合に行う、という解釈でよろしいでしょうか。  保険者によっては、認定期間内で大きな変更がなければ再提出不要の保険者もあります。例えば神戸市では、例外給付について「再申請」の時期を「ケアマネジメントの結果により判断する」と定めています。また、横浜市では「更新・変更申請時」と明記しています。神戸市、横浜市のようにケアマネジャーの実務にそった説明がほしいです。</p>	<p>再申請が必要となるタイミングについては、原則として、長期目標が終了となる場合、認定の更新や区分変更をする場合、福祉用具の変更の必要性が生じた場合です。  短期目標の終了時など上記のタイミング以外の場合で、適切なケアマネジメントのもと当該福祉用具の変更の必要性がないと判断される場合には、再提出の必要はありません。</p>

## 令和6年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
8	居宅介護支援	<p>福祉用具の選択制について 医師や専門職へ聴取する意見とは、どのような事を伺えば良いのでしょうか。</p> <p>QA1225問112の様にアセスメント等の情報から状態を判断した上で必要な情報が得られていれば良いと思いましたが、違うのでしょうか？</p>	<p>医師や専門職へ聴取する意見とは、適切なケアマネジメントを行うために必要な、利用者の疾患や障害、心身機能についての予後予測の見立てやリスクに関する情報となります。</p> <p>そのため、QA1225問112にもあるように、これらの情報について主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等から情報が得られない場合には、照会等による確認が必要になります。</p> <p>詳しくは【R6解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）第3介護サービスの十一、十二】【介護保険最新情報vol.1296 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について（P9）】【厚労省HP&gt;福祉用具・住宅改修&gt;福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について（PDFファイル）】も併せてご確認ください。</p>
9	居宅介護支援	<p>身体拘束について、この内容は重要事項説明に明記しないと減算の対象になりますか。ホームページでは、記載している法人もみかけます。</p>	<p>重要事項説明書に必要な項目は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等があります。身体拘束については、運営規程の中にも明記する事項として定めておりませんので、明記されなくても問題ありません。</p>
10	居宅介護支援	<p>個人情報使用同意書の家族の同意について、遠方でも郵送等で同意をいただくというお話がありましたが、家族の中のどなたか1名からいただければ総意として同意されたという認識で間違いありませんか？</p>	<p>家族の同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から、個人情報を用いることについて包括的に同意を得ておくことで足りるものであるとありますので、家族の代表1名から同意があれば結構です。</p>
11	居宅介護支援	<p>資料1、P3の9 秘密保持の項目について 家族の同意についてですが、ご本人（利用者）が家族と疎遠又は絶縁の場合は、不要でよろしいですか？</p>	<p>また、利用者と家族が疎遠等の場合、家族の個人情報を用いなければ、同意はなくてもやむを得ません。その場合は、同意が取れないことを記録してください。</p>
12	居宅介護支援	<p>BCP災害への対応で訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとありますが、立川市としてはどこまで求めますか？ アルカディアでは、休日返上で見影橋の防火訓練に参加していますが、どうでしょうか？</p>	<p>業務継続計画に基づいた訓練の実施は、地域との連携を目的とした防災訓練参加や安否確認のシミュレーションも含まれますが、ガイドラインにもあるように、災害等については様々な事象が想定されますので、ご確認</p>

## 令和6年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
13	居宅介護支援	<p>資料2. P3の感染症対策の強化について 最後の部分にある…訓練を定期的実施とありますが、その訓練の例を具体的に挙げていただきたいです。 たとえば…N T Tの伝言ダイヤルでの安否確認や災害時の安否確認シートによる優先度の高い方に安否確認の連絡を取った等は、訓練としてもよいのですか？</p>	<p>の上実施してください。 厚労省HP【感染症発生時の業務継続ガイドライン】【自然災害発生時の業務継続ガイドライン】【居宅介護支援版 机上訓練動画】が公開されていますので、そちらをご確認ください。</p>
14	居宅介護支援	<p>前6ヶ月間に作成した居宅サービス事業所における各サービスの利用割合、各サービス事業者の提供の割合の正しい計算方法を教えてください。</p>	<p>本市ホームページに、計算例等を掲載しておりますのでそちらをご確認ください。 ※ トップページ&gt;健康・福祉&gt;介護保険&gt;サービス事業者向け情報&gt;居宅介護支援事業所に関する事&gt;特定事業所集中減算 また、他の自治体のホームページにも参考になる資料がございます。（長岡市、川崎市など）</p>
15	居宅介護支援	<p>同一建物減算について、1月当たりの利用者が、同一建物に20人以上居住とのことですが、 ・20人以上全員減算なのでしょうか。 ・予防や総合事業も対象ですか。</p>	<p>居宅介護支援事業所の利用者が20人以上同一の建物に居住している場合、全ての利用者に対して減算がかかります。なお居宅介護支援事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者は、人数に関わらず減算対象になります。あくまでも居宅介護支援に関する基準のため、介護予防支援は含まれません。</p>

令和6年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
16	居宅介護支援	<p>入院時情報連携加算の見直しについて                      →説明では医療機関へ持参、郵送。Faxないと思うとあったが、Faxで対応しなければ、入院当日の情報提供は不可能です。Faxを何故拒否されるのか。誤送信対策済みです。</p>	<p>介護支援専門員は、利用者に関わる必要な情報について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあることから、個人情報の適正な取り扱いが求められています。一定のマスキングを行って特定の個人を識別できないよう加工する場合でも、当該個人情報を規則で定める基準に従って加工しておらず、当該個人情報を復元することができる場合には、匿名加工情報に該当しないとされているため注意が必要です。利用者が入院された時間帯や遠方の病院への救急搬送、緊急性により医師から早急な情報提供を求められた場合も含め、FAXの使用は想定されるので一概に禁ずるものではありませんが、FAXを使用する際は、基準に従ったマスキングの他、受信者に対する送信通知と受領確認、通信記録等、必要な措置を講じてください。</p> <p>詳細は、厚労省個人情報保護委員会作成【医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス】【仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン】をご確認ください。</p>
17	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>指摘事項のNo6介護支援専門員からの被保険者証のコピーにより受給資格等の確認を行っていた指摘がありましたが、CMからの写真コピーは認められないのでしょうか。責任者が直接利用者に介護度、介護認定有効期間を確認し、写真等により保管したほうがよいのでしょうか。</p>	<p>介護保険サービス事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする定められています。そのため事業所が直接、利用者に提示を求め確認し、確認したことを記録する必要があります。保管については定められていません。</p> <p>【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第三条の十】</p>
18	地域密着型通所介護	<p>認知症介護基礎研修の受講を今年2月～3月に資格を有さない者全員研修受講を受けましたが、地域密着型の事業所の為、昼食の調理場の方も直接介護に携わらないのですが、基礎研修を受けてもらいましたが、調理場の方も受けてもらった形でよいのでしょうか？</p>	<p>認知症介護に係る基礎的な研修については、介護に直接携わる職員とありますので、介護に直接携わらない調理員や清掃員は、研修の対象外となります。</p>

## 令和6年度介護保険サービス事業者等集団指導 質問・回答

No.	サービス種別	ご 質 問	回 答
19	地域密着型通所介護	1年に10件の指導が有り、最初は6年に1回でした。今後は2～3年に1回の割合で指導になると考えていた方がよろしいでしょうか？	運営指導については、指定した介護保険施設等は、指定有効期間（6年）中に1回以上、新規事業所は、新規指定から1年を経過した段階で実施しております。また、その他の事情により運営指導が必要と認められる事業所についても行っております。
20	小規模多機能型居宅介護	各種委員会の担当者は議事録に記載必要か？	高齢者虐待防止委員会については算定要件において、委員会の定期的開催と従業者への周知・指針の整備・研修の定期的実施を講じることとされており、それらを実施するための担当者を置くこととされているため、記載が必要になります。身体拘束等の適正化については、担当者を置くことは定められていません。
21	認知症対応型共同生活介護	認知症チームケア推進加算において、要件となる研修の立川市の取り組み状況は？ 都内でも取り組んでいる自治体はあるため、今後の予定等も含めて教えていただきたい。	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)の加算要件である研修については、立川市では現在実施しておりません。研修につきましては、東京都福祉局>とうきょう認知症ナビに掲載されている、「日本版BPSDケアプログラム アドミニストレーター養成研修 都実施分」や認知症介護研究・研修センターの「認知症チームケア推進研修」の受講をお願いします。 詳細は、東京都福祉局HP【認知症チームケアの新設】、【介護保険最新情報vol.1279】【介護保険最新情報vol.1228】【令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.2)】もご確認ください。
22	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第二種協定指定医療機関…立川市内は立川病院のみでであるが、一つしかないのであれば、事業所毎の対応の取扱でなく、基準を示してもらうのではダメでしょうか。	第二種協定指定医療機関との連携については、新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、令和6年4月1日より厚生労働省令が改正施行されたことにより、全国一律で実施することとなりましたのでご理解とご協力をお願いいたします。